

福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本プラットフォームは、「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「福知山市エネルギー・環境基本計画」を推進するため、産学官民などの様々なステークスホルダーの力を結集させ、脱炭素の推進及び様々な地域課題解決の同時解決をめざした事業を生み出す基盤となるプラットフォームの実現および運営を目的とし、以下の各号について取り組むものとする。

- (1) 市民一人ひとりが持続可能なまちづくりの担い手として、ともに育み、ともに育つまちをめざすこと。
- (2) 豊かな自然や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまちをめざすこと。
- (3) ゼロカーボン時代への変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまちをめざすこと。
- (4) 持続可能な生活を支える基盤の整ったまちをめざすこと。

(活動内容)

第3条 本プラットフォームは、前条の目的達成に向け、次の各取組の全部又は一部を推進するために意見交換を行い、具体的な事業内容を検討する。

- (1) 持続可能なまちの担い手づくりに関する取組
- (2) 持続可能なまちづくりパートナーシップの推進に関する取組
- (3) 自然と共生する地域空間の形成に関する取組
- (4) 地域資源を生かした持続可能なまちづくりに関する取組
- (5) 市民・事業者・市（行政）が協働する持続可能な循環システムの構築に関する取組
- (6) 防災・減災、災害対策、適応復興の強化に関する取組
- (7) 地域経済を支える脱炭素型産業の振興に関する取組
- (8) ゼロカーボン商業・サービス業の活性化に関する取組
- (9) 脱炭素型農林業の推進に関する取組
- (10) 公共施設における脱炭素化の推進に関する取組
- (11) 持続可能な交通インフラの整備に関する取組
- (12) 安心安全で豊かさを実感できる生活基盤の確立に関する取組
- (13) 脱炭素先行地域づくりに関する取組
- (14) カーボンクレジット等その他目的を達成するために必要な取組

(会員)

第4条 本プラットフォームに入会できる者は原則、市内に事業所等を有する事業者及び団体又は市民等とする。ただし、会員等による協議により、市内に事業所等を有する事業者及び団体又は市民等以外についても入会を認める場合がある。

- 2 会員として入会しようとする者は、第3条に掲げる取組を行う意思があることを別紙1にて申し出なければならない。
- 3 本プラットフォームを退会する場合は、別紙2にて申し出なければならない。なお、会員である事業者又は団体が解散したときは、退会したものとみなす。
- 4 会費は無料とし、本プラットフォームから会員への活動費は市の予算の範囲内で支弁する。

(運営委員会)

第5条 第3条に定める取組を円滑に推進するため、運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員は、会員の中から福知山市が指名する。
- 4 運営委員会の中に運営委員長を置く。なお、運営委員長は運営委員会に属する会員により互選する。
- 5 運営委員会は、必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事務を行う。

(全体会議)

第6条 必要に応じて、本プラットフォームの全体会議を開催する。

(分科会)

第7条 第3条に定める取組を具体的に推進するため、分科会を設ける。

- 2 分科会は、会員によって構成する。
- 3 分科会には、リーダー会員を置く。なお、リーダー会員は当該分科会に参加する会員により互選する。
- 4 リーダー会員の任期は1年間とする。
- 5 分科会のリーダー会員は、分科会内の事業推進を行う。
- 6 分科会内の取組内容について、同会に属する会員間で合意を得たものを他の分科会に対して積極的に共有し、分科会間の連携を促進する。
- 7 分科会が推進する取組において、経費等が発生する場合、分科会に属する会員間で協議により負担することを基本とする。

(事務局)

第8条 事務局は、以下の各号の事務を行う。

- (1) 会員および会員相互の連絡調整
- (2) 本会における対外的な情報発信にかかる各種事務
- (3) 会議招集等の運営にかかる各種事務

2 事務局は、福知山市産業政策部エネルギー・環境戦略課によって運営する。

(秘密保持)

第9条 本プラットフォームにおいて知り得た相手方の業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を、本プラットフォームの目的以外に使用せず、第三者に漏らさないことを約すること。なお、退会以降も本条は有効とする。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本規約は、令和6年12月23日から施行する。
- 2 「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム準備会」の会員は、第4条の規定にかかわらず、本プラットフォーム設立時における承認をもって、設立の日から会員となる。